

里山保全モデル事業計画 (令和7年度～令和9年度)

平塚市環境部環境保全課

平塚市里山保全モデル事業実施計画

- 1 制定の根拠 平塚市環境基本計画（2017年～2026年）
平塚市生物多様性保全アクションプラン（現アクションプランは令和9年度までとなっており、本事業計画も令和9年度までとする）

2 里山の基本構造

里山とは、都市地域と奥山地域との中間に位置し、農林業等の様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成されている。

本市の里山は、地理的に市街地と豊かな自然の残る場所の中間に位置するだけでなく、役割的に人間と自然の中間に存在し、両者のコネクションとして機能することができる。人が里山で森林管理を行うことで、自然環境に生きる生物の種が保全され、多くの動植物が見られるようになる。また、それは有用樹の成育にもつながり、人は里山で生産物の供給を受け、自然を利用することができる（図1）。

人は、里山での樹木の伐採などによる直接的な自然の利用のみならず、自然に直接ふれることで多くの利益を享受できる。つまり、里山を中心として人と人、人と自然、自然と自然のつながりがつくられ、そして人と自然の共生関係がそこに構築される。

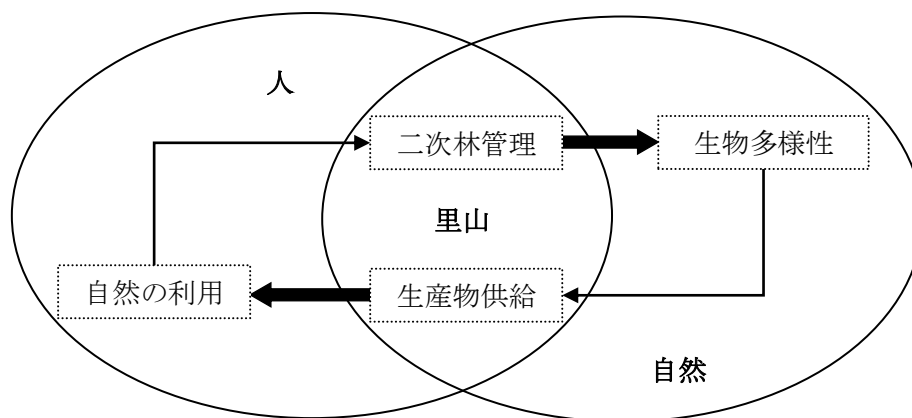


図.1 里山における人間と自然の関わりモデル

（例）二次林管理：下刈り、萌芽更新 種の保存：オオムラサキ、蛍等
生産物供給：椎茸栢木 自然の利用：クラフト作り、観察会

3 現状の課題

（1）保全、整備に必要な活動の確保

ア かつての里山では、自然の利用と整備・管理は、薪炭燃料や有機肥料の調達等生活に密着し、個別に行われていた。しかし、現在は、薪炭燃料の使用機会など自然

の利用頻度が減少している。そのうえ、農林業従事者の高齢化と後継者不足により保全と管理が難しく、保全と管理には大きな労力と多額の費用が必要であることから所要活動の確保と調整システムの確立を考えなければならない。

したがって、人の生活・生産活動、生物多様性を一体的かつ総合的に捉える施策が必要となる。

イ 現在市で借地している頭無地区の山林は、非常に限定された場所である。そのため、里山としての利用も限定的である。また、周辺地域住民・土地所有者・市民の広い参加や協力が得られていないのが現状である。利用の選択可能性や生物多様性を保全するには、市民等の協力を得られるシステムづくりを行ったうえで、広域に取り組む必要がある。

(2) オオムラサキの生息環境の整備

以前、この地区ではオオムラサキが生息していた。しかし、近年ではオオムラサキの越冬幼虫も見られなくなった。オオムラサキを呼び戻すために、オオムラサキが好むエノキの植樹・保護等の活動をする必要がある。

4 基本理念

- (1) 里山は、文化や自然の保全に重要な役割を担うため、永続的に利用されるものでなければならない。
- (2) 里山は、地域が持つ固有の特性と密接に関連するものであり、地域の特徴が活かされるものでなければならない。
- (3) 利用や管理などで新たな里山文化を創造し、地域の活性化を図るため、行政は、地権者や地元住民、市民団体を積極的に支援し、必要な施策を実施しなければならない。

5 目的

(1) 自然環境の保全

定期的な間伐や雑木の伐採、下草刈り等により雑木林を管理、利用することで明るい林床や多様な環境が生まれる。それによって様々な生物が複雑に結びつき、豊かな自然環境が保たれ、生物の多様性が保全される。

(2) 市民交流と文化の継承の推進

里山は、地域の核として多くの人が集まる場となる。地域住民による子どもたちとの世代間交流やNPO団体等によるイベントの開催は、昔の里山と共に生活してきた循環型の社会の考えを伝承することができると共に、昔ながらの知恵を現在に活かしていくことにつながる。

(3) 環境学習の場の創出

里山は、生活空間に隣接した場所にあり、自然をもっとも身近に感じることができる場所となる。遊び場や散策路などとして利用されることで環境学習に役立つ。

6 推進体制と展開

頭無地区里山計画は、行政・学識経験者・市民などからなる組織である里山保全協議会により、今後の管理のあり方、役割、利用方法などを決定し、行政が、それらを考慮した計画案および目指すべき里山像を完成させる。

里山を蘇らせるためには、整備・管理・利用の3段階を踏む必要があり、それぞれの段階において行政が、必要な施策を講ずるとともに当面は、団体と協働で3つの段階を推進する。最終的には里山の管理と利用が市民の間で自然に繰り返されていくことが理想である。

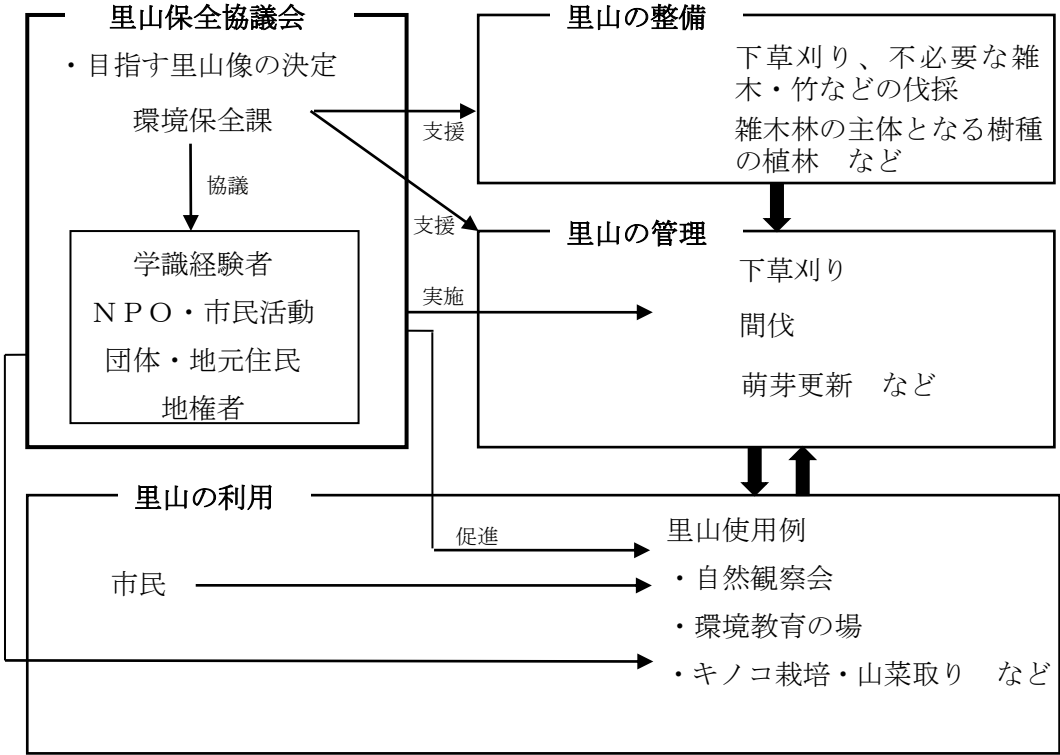


図.2 里山づくり推進体制

展開（令和 7～9 年度）

【里山の整備】

令和 6 年度までの再生、保全活動により、目的とする雑木林の構成樹種が育成できる環境が整備されつつある。荒廃山林の整備は、順調に進捗しており、散策路が整備され明るい林床が広がり、キンラン（絶滅危惧Ⅱ類：環境省）等がよみがえりつつある。

しかしながら、立ち入りが困難である斜面等では整備が行き届いていない場所が存在していたため、林縁部について、適宜整備をしている。

実施内容

（１） 荒廃山林の整備

ア 斜面等立ち入りが困難である場所の整備

令和 2 年度から借地の一部範囲（南側と登山口）を業者委託により伐採を行っている。令和 6 年度では、台風などの自然災害による土砂流出・地滑りを防止するために斜面の高木の伐採・間伐を委託した。

イ 整備する面積の拡大

毎年度、借地の一部のみ整備している状態のため。

（２） 講習会の開催

内容は、「里山保全の基礎知識」、「植物の種類や用途」、「里山の生き物」について等。里山に生息する生物に関する講習会の開催。

課題

（１） 整備の主導的人材の育成・発掘（リーダーの育成・発掘）

整備に従事する指導者は次の条件を満たす者にする。

- ・ 里山についての知識・経験（植林など）が豊富である
- ・ 専門資器材を使える
- ・ 整備が終わるまで十分な時間がとれる

（２） 活動に参加してくれる人材の確保

参加者の条件

- ・ 専門器具を使えることが望ましい
- ・ 定期的に参加が可能
- ・ 里山の保全に興味がある

○ロードマップ

取り組み内容	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
荒廃山林の整備	実施（継続）	継続	継続

○ロードマップ

取り組み内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
講習会の開催	検討・企画	実施	継続

【里山の管理】

引き続き、管理を主軸として取り組む。

雑木林を維持していくために下草刈り、間伐などを行う際は、乾燥化を防ぐなど雑木林の環境を考慮し、手入れする場所、時期を十分に検討したうえで実施する。

また、里山の管理は専門的な知識が必要となるため、それらの知見を備えている団体と協働で作業に取り組み、継続してボランティアを募ることで人員の確保も行う。

実施内容

(1) エノキの植樹、および管理

現状として、頭無にはオオムラサキの幼虫の食草であるエノキが複数自生している。ところがそれらは尾根部に多く根元の乾燥が著しいため、オオムラサキの幼虫の越冬環境としては適しているとはいえないことから根元に湿り気のある斜面や水路に近い場所へ幼木を移植する。それに伴い植樹予定地の整備を進める。また、植樹後にはエノキの継続的な管理を実施する。エノキの周りに柵の設置を行い、エノキの保護を行う。

(2) モデル地区に生息する生物等の調査

保全活動を継続してきたことにより、雑木林の構成樹種が成育できる環境が整備されつつある。その結果としてどのような生物が生息しているのか、その種数および生息数を調査する。

また、エノキ付近でのオオムラサキの越冬幼虫は毎年調査を行う。

(3) 外来生物侵入の防除

(2)の生物の調査と合わせ、モデル地区内の生物多様性を保全するために実施する。ムネアカハラビロカマキリの卵しょう除去を令和5年度から実施している。引き続き除去を行い、生態系を保全する。

課題

(1) 生物等の調査

整備の結果として、どのような生物が生息できるようになったのか調査するには専門的な知識が必要とされ、そういった専門家の協力が不可欠である。また、時期により生息している生物が異なるため、調査の時期を考慮しなければならない。

(2) 構成樹種に配慮した管理

里山の整備が行き届き、林床は明るく広がったのだが、今後は過度な間伐や下草刈りに注意し、林床の乾燥化や再度の荒廃を防止しなければならない。したがって、事前に「いつ・どこを・どのように・どの程度」手を加えるかを検討する必要がある。

必要な種を除去してしまわないよう目印をつけ、定期的な管理が行えるように把握をする必要がある。

○ロードマップ

取り組み内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エノキの植樹・管理	実施（継続） 年間10本	継続 年間10本	継続 年間10本

○ロードマップ

取り組み内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生物等の調査	実施(継続)	実施	実施

○ロードマップ

取り組み内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
外来生物侵入の防除	実施（継続）	継続	継続

【里山の利用】

自然観察などの環境教育の場として、一般市民が利用するには課題も多くあるため、当面は、モデル地区での取り組みに関する情報発信を行い、市民の関心を誘発する。

実施内容

(1) 情報の発信

利用の促進のため、市でどのような取り組みをしているかHP等を活用し、外部に対して発信する。

課題

(1) 情報の取り扱い

モデル地区での活動や生息する生物の様子を発信することで、活動区域を荒らされることや盗掘等が懸念されるため、情報の取り扱いには注意する必要がある。

(2) 団体へ里山管理の委託

団体には、5年以上の長期スケールで管理してもらう必要がある。また管理については、下草刈り・間伐などは誰でも行いやすいものと、照葉樹の伐採、間伐（クヌギ、コナラ林以外）、萌芽更新（クヌギ、コナラ林）など専門的な知識が必要となるものがあるため、それらの知見を備えている団体が中心となり積極的な管理と利用を行えるようにする。

(3) 再利用する木の選定

目的に応じて間伐を行う木の種類や数に制限があるため、数年にわたり行えるようなサイクルを作り出す必要がある。

○ロードマップ

取り組み内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度
情報の発信（市HP等）	実施（継続）	継続	継続